

令和元年度

# 国民健康保険特別会計決算

だれもが安心して  
医療を受けられる  
ように



国民健康保険は、職場の健康保険や後期高齢者医療制度など他の健康保険に加入している方を除く全ての方が加入することになっています。

令和元年度の国民健康保険特別会計（国保会計）の決算が9月議会において認定されましたので、市民の皆さまに、その概要をお知らせします。



## 平川市の国保の加入状況（令和元年度末）

平川市の総人口30,938人（令和2年3月末）に対し、一般被保険者と退職被保険者を合わせた国保の被保険者総数は、8,040人で加入率は26.0%（対前年度比0.7ポイント減）となっています。

## ●歳入の主なもの

- ・**県支出金**／25億9,522万1千円（対前年度比104.0%）で歳入の約7割を占めています。
- ・**国保税**／8億2,518万3千円（対前年度比104.4%）で、歳入の約2割を占めており、国民健康保険事業の大切な財源となっています。

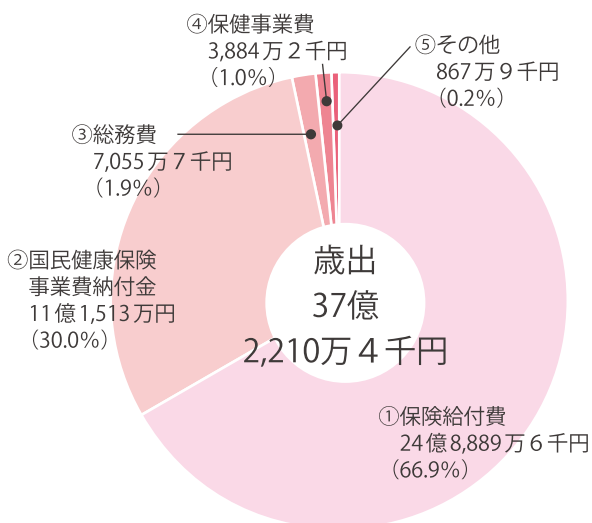
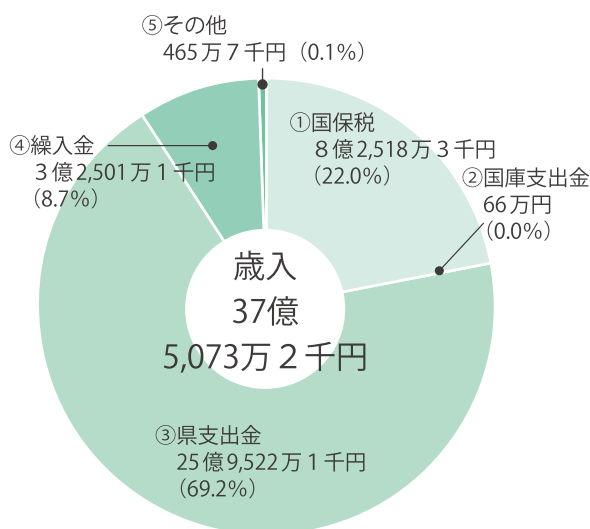
## ●歳出の主なもの

- ・**保険給付費**／24億8,889万6千円（対前年度比104.8%）となり、歳出の7割近くを占めています。
- ・**国民健康保険事業費納付金**／11億1,513万円（対前年度比107.2%）で歳出の約3割を占めています。県はこの納付金を財源として、市に医療費を交付しています。

## 決算の状況

令和元年度の国保会計の決算は、歳入が37億5,073万2千円（対前年度比103.5%）、歳出が37億2,210万4千円（対前年度比103.9%）でした。歳入歳出の収支差引き2,862万8千円のうち、2,800万円を基金に積み立てし、残額を令和2年度へ繰り越しました。

## 令和元年度 国民健康保険特別会計決算状況



①国保税	国保加入者が納付した税金	①保険給付費	保険で給付した医療費、出産・葬祭費など
②国庫支出金	国からの負担金・補助金	②国民健康保険事業費納付金	県の国保財政運営のための納付金
③県支出金	県からの負担金・補助金	③総務費	国保事業運営の人員費、事務費など
④繰入金	一般会計からの繰入金	④保健事業費	被保険者の健康増進のための事業費など
⑤その他	手数料などの諸収入	⑤その他	還付金など

## 医療費と国保税

●歳出の7割近くを占める保険給付費（医療費など）について、年間1人当たりの医療費（入院+入院外+歯科+調剤）は、全体（一般+退職）で1人当たり35万129円（対前年度比2万2,933円の増）となっています。1件当たりの診療費（調剤を除く）は、全体で2万6,883円（対前年度比1,687円の増）となっています。

●歳入では自主財源である国保税の占める割合が約2割であるのに対し、依存財源である県支出金や一般会計からの繰入金などが約8割を占めています。年間1人当たりの国保税額は10万943円（対前年度比7,524円の増）で、現年度分の収納率は、94.6%（対前年度比1.2ポイント増）となっています。

●医療費は高齢化や医療技術の高度化などにより年々増加しています。この医療費の給付費の一部は皆さまに納めていただいている国保税で賄われています。

### 医療費の適正化に向けて

#### ●健康の維持増進

増え続ける医療費の適正化を図り、健全な国民健康保険財政を運営していくためには、一人ひとりが健康管理に努め、健康の維持増進を心がけていくことが必要です。



#### ●ジェネリック医薬品で薬代の負担軽減

市では医療費の節減のため、低価格で、安全性や効き目は新薬と同等と認められているジェネリック医薬品（後発医薬品）の使用を推進しています。医師や薬剤師と相談しながら、ジェネリック医薬品で薬代の負担を軽くしましょう。



#### ●市保健師が訪問します

同じ病気でお医者さんの掛け持ちや、受診日数が多い方を対象に、市保健師が健康に関する助言のため、訪問・指導を実施しますので、ご理解、ご協力をお願いします。



Medical Check up!

## 年に1度は特定健診を受診しましょう

国民健康保険加入者の30歳から74歳までの方を対象に、特定健診を無料で実施しています。

- 30～39歳の方は、集団検診のみ受けることができます。※受診券は送付されません。
- 40～74歳の対象者には特定健診受診券（黄色の用紙）を送付しています。個別検診・集団検診のどちらかを受診できます。

### ■特定健診とは

メタボリックシンドロームやその予備群の方を早期に発見し、特定保健指導による改善を行うための健診です。

### ■特定保健指導とは

特定健診の結果で、血圧・脂質・血糖のいずれか1つ以上と腹囲が基準以上になった場合、保健師による保健指導が行われます。特定保健指導では、対象者の日常生活の状態を聞きながら運動や食生活を中心とした改善をアドバイスします。

### ■特定健診を受けると

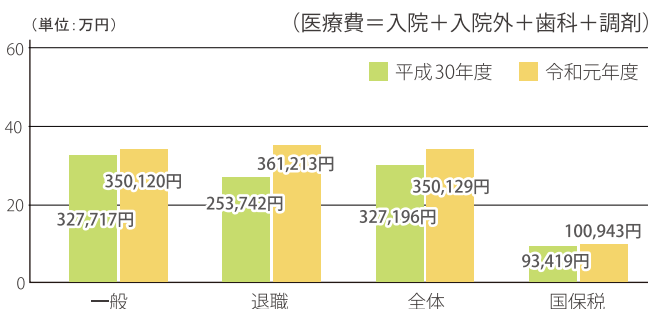
- ①健診結果に合わせた保健指導が受けられる
- ②保健指導で生活習慣改善ポイントがわかる
- ③毎年の受診で、継続した健康管理ができる
- ④病気を予防することで医療費を抑制できる

### ■年に1度は特定健診を

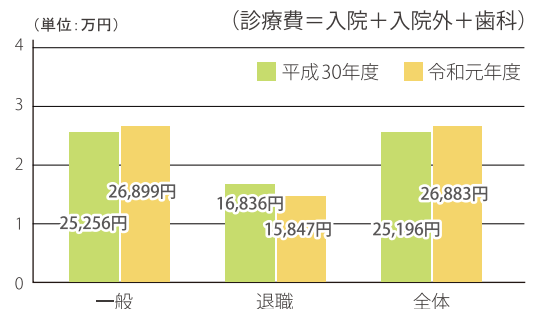
メタボリックシンドロームをはじめとする生活習慣病は、気づかないうちに進行します。年に1度の特定健診で、健康状態のチェックをしてください。

- 問合せ／子育て健康課 健康推進係 ☎44-1111（内線1147）

## 年間1人当たりの医療費と国保税



## 1件当たりの診療費



●問合せ／国保年金課 国保係 ☎44-1111（内線1251）